

業者特定理由書

7095

名 称	南車両基地土木構造検討業務
特 定 業 者	八千代エンジニアリング株式会社 北海道営業所
(特定機種)	
特 定 理 由	標記業者は、南車両基地工場棟改築ほか工事の実施設計を履行している業者であり、現場状況にも精通していることから、標記業者に本業務を履行させることが本局にとって有利である。 このことから、他の業者が本業務を履行する場合と比較して成果品の品質向上が期待でき、さらに打合せ協議等の費用も軽減できる。(12.6%) 以上のことから、標記業者と、随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第6^{1項第6号}項

7099

業者特定理由書

令和6年度単契リスト 名称番号-品名番号 新規

〔設備保守等業務委託〕

2 関連要件

名 称	パンタグラフ整備		
特定業者	札幌交通機械株式会社		
特定理由	標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。		
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	車両用集電装置	
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両で使用する電力を取り込む装置	
	業務内容	パンタグラフの整備	
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、車両運用管理及び車両基地内での作業場所確保の観点から、通年業務委託である「車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)」の年検査整備工程内に行う必要があり、当該機器は通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号		

7100

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東豊線 9000 形車両予備台車分解整備業務
特 定 業 者	札幌交通機械株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	標記業務については、川崎車両株式会社（以下、「メーカー」という。）が業務に必要な資料提供及び技術支援を行いながら自社が選定した業者に履行させることで、メーカーと同等のメンテナンスを提供する業務体制としており、別紙「保守指定書」のとおり、メーカーから指定された会社である。 標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7102

名 称	北 12 条駅特別清掃業務
特 定 業 者	株式会社シムス
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、北 12 条駅のガラス、天井及び照明器具、壁等の清掃を行うものである。 照明器具、壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。 一方、当該駅は現状でも駅舎清掃業務（北清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで、人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常の清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。 加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行可能業者が駅舎清掃業務（北清掃区）の受託者 1 者に限定する必要があるため、標記業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	2 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号

業者特定理由書

名 称	大通駅アンモニア冷凍機圧縮機分解整備(前川製)
特 定 業 者	(株)前川製作所
(特 定 機 種)	大通駅：(株)前川製作所 MR-1 アンモニア冷凍機(型式：MYCOM-AWW-N6K-U×19W) MR-1-1、MR-1-2
特 定 理 由	本業務は(株)前川製作所製のアンモニア冷凍機圧縮機の分解整備業務を行うものである。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 そのため、標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	ボイラー耐火材修理(川重冷熱製)
特 定 業 者	川重冷熱工業(株) 札幌支店
(特 定 機 種)	東車両基地：暖房ボイラー KS-30 型 2 台
特 定 理 由	本業務は川重冷熱工業製ボイラー 2 基の耐火材修理を行うものである。 業務の履行にあたっては、製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため標記業者特定としたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7114

業 者 特 定 理 由 書

名 称	転てつ器用 2 段減速機分解整備
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、札幌市交通局高速電車線路設備である転てつ器用減速機の分解整備を行うものである。 当該機器は、札幌市交通局独自の仕様により川崎車両(株) (川崎重工業(株)) が設計・製造したものであるため、業務の履行にあたっては川崎重工業(株)が占有する知識・技術等を必要とする。なお、川崎重工業(株)のグループ会社である標記業者は、川崎車両(株) (川崎重工業(株)) との個別請負契約により本市転てつ器等に関する業務の一部 (転てつ器部品の整備を含む) を移管されている。 以上の理由より、標記業者でなければ当該業務の実施が見込めないことから、標記業者を特定いたしたい。 【参考】 個別請負契約：川崎重工業 (株) と札幌川重車両エンジニアリング (株) 承継会社：川崎重工業 (株) →川崎車両 (株)
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7115

業 者 特 定 理 由 書

名 称	転てつ器トーションパー軸受交換
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、札幌市交通局高速電車線路設備である転てつ器の部品交換・整備を行うものである。 当該機器は、札幌市交通局独自の仕様により川崎車両(株) (川崎重工業(株)) が設計・製造したものであるため、業務の履行にあたっては川崎重工業(株)が占有する知識・技術等を必要とする。なお、川崎重工業(株)のグループ会社である標記業者は、川崎車両(株) (川崎重工業(株)) との個別請負契約により本市転てつ器等に関する業務の一部 (転てつ器部品の整備を含む) を移管されている。 以上の理由より、標記業者でなければ当該業務の実施が見込めないことから、標記業者を特定いたしたい。 【参考】 個別請負契約：川崎重工業 (株) と札幌川重車両エンジニアリング (株) 承継会社：川崎重工業 (株) →川崎車両 (株)
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7/2/

業 者 特 定 理 由 書

名 称	琴似変電所 254F 駆動電源取替
特 定 業 者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、琴似変電所に設置された 254F 遮断器で発生した重故障の再発防止のため、故障機器の調査及び修理を行うものである。 標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、製造会社である標記業者に特定して随意契約することとした。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7125

業者特定理由書

名 称	東西線 8000 形車両表示器等交換
特 定 業 者	札幌交通機械株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は 8000 形車両の正面行先表示器・車内表示器の更新に伴う、既存装置の取り外し及び更新装置の取り付け作業を行うものである。 東西線車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)は通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務と履行箇所が重複するため車両故障・事故発生時の原因及び責任の所在を特定する必要がある。 また、本件の交換業務は上述の通年業務委託の範囲外であるため新たに業務委託を発注する必要がある。 本業務の履行にあたっては、東西線 8000 形車両の車体及び艤装に関する知識や技術等を必要とし、履行可能業者が保守指定会社 1 者に限定される。 したがって、車両製造会社である川崎重工業株式会社から車両保守業務等事業について承継した川崎車両株式会社より保守専門会社の指定を受け、通年業務委託の東西線車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)を受託している標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第 2 号

7/32

業 者 特 定 理 由 書

名 称	8000 形車両速度発電機軸受交換
特 定 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、東西線 8000 形車両用速度発電機の軸受交換、及び機能確認を行うものである。業務の履行にあたっては、速度発電機に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とする。標記以外の業者では適切な業務の履行が見込めず履行可能者が標記業者に限定されるため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、

業 者 特 定 理 由 書

名 称	湾曲式転てつ器案内軌条疲労状態監視業務
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、札幌市高速電車線路設備である湾曲式転てつ器案内軌条の疲労損傷度を調査し、案内軌条の劣化進行度合の状態を監視するものである。 当該機器は、札幌市交通局独自の仕様により川崎車両(株)（川崎重工業(株)）が設計・製造したものであるため、業務の履行にあたっては川崎重工業(株)が占有する知識・技術等を必要とする。なお、川崎重工業(株)のグループ会社である標記業者は、川崎車両(株)（川崎重工業(株)）との個別請負契約により本市転てつ器等に関する業務の一部（転てつ器部品の整備を含む）を移管されている。 以上の理由より、標記業者でなければ当該業務の実施が見込めないことから、標記業者を特定いたしたい。 【参考】 個別請負契約：川崎重工業（株）と札幌川重車両エンジニアリング（株） 承継会社：川崎重工業（株）→川崎車両（株）
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	西 2 8 丁 目 4 5 3 ・ 4 5 4 転てつ器リミットスイッチ二重化改修	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
特定理由	製造業者と同等の技術・知識を有すると認められる標記業者占有の技術及び知識（標記業者のみが所有する設備・装置・機器等）が必要であるため、特定することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	上下式転てつ器（西 2 8 丁目 4 5 3 及び 4 5 4）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の線路設備（進路を切換える分岐装置）
	上記設備等の製造者	川崎車両㈱
	業務内容	上記設備の動作制御を行うためのリミットスイッチを増設し二重化とする改修を実施する。
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 （製造者は本市地下鉄専用の自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする業務体制としており、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本設備は本市独自の仕様により川崎車両㈱が設計・製造した特殊設備であり、一般流通品（汎用品）ではないことから、本改修作業にあたっては製造者のみが保有する本設備に関する知識・図面等が必要であるため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

7.1.42

業 者 特 定 理 由 書

名 称	円山公園駅特別清掃業務
特 定 業 者	ホクビサービス株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、円山公園駅コンコース、ホーム、各出入口の壁面、吊り下げ器具の清掃を行うものである。 照明器具、壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。 一方、当該駅は現状でも駅舎清掃業務（円山清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで、人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常の清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。 加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行可能業者が駅舎清掃業務（円山清掃区）の受託者 1 者に限定する必要があるため、標記業者を特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7152

名 称	琴似駅空調機圧縮機交換
特 定 業 者	札幌日信電子(株)
(特定機種)	琴似駅：日本キヤリア(株)製 信号機室系統 MMY-MAP3355H
特 定 理 由	本業務は日本キヤリア製の空調機修理業務をおこなうものである。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があること、日本キヤリア製の空調機においては札幌日信電子(株)での保守が指定されているため、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 したがって、標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7154

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線変電所回生電力貯蔵装置用空調機修理その2
特 定 業 者	富士電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	回生電力貯蔵装置
特 定 理 由	南北線鉄北変電所に設備している回生電力貯蔵装置用空調機の性能が経年劣化及び機器故障により性能低下していることから、既設設備を改修して同性能の機種を組み込み、空調機能を復旧させるものである。 標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、回生電力貯蔵装置の製造会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東豊線 9000 形車両用速度発電機軸受・キャノンプラグ交換
特 定 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、9000 形車両用速度発電機の軸受・キャノンプラグの交換および機能試験を行うものであり、業務の履行にあたっては、日立製作所製の速度発電機に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がメーカー(株式会社日立製作所)1者に限定されるため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東豊線剛体電車線張替(豊水すすきの駅)
特 定 業 者	日本電設工業株式会社 北海道支店
(特定機種)	剛体電車線
特 定 理 由	地下鉄東豊線の剛体電車線は地下鉄車両に電力を供給する設備である。 当該業務は既設剛体電車線の波状摩耗が顕著な箇所を張替及び偏位調整を行い、電車線の摩耗を抑制するものである。 業務の履行にあたっては、当該設備が汎用品ではなく、製造会社以外のものでは知りえない情報が含まれており、製造会社占有の技術及び知識が必要であることから、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、製造会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7 / 6 4

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東西線剛体電車線架線調整（東車両基地出入庫線 A 線）
特 定 業 者	日本電設工業株式会社 北海道支店
（特定機種）	電車線設備
特 定 理 由	地下鉄東西線の剛体電車線は地下鉄車両に電力を供給する設備である。 当該業務は東車両基地出入庫線 A 線の剛体電車線について、架線の高さが規定値を外れているため、その調整を行うものである。 業務の履行にあたっては、当該設備が汎用品ではなく、施工会社以外のものでは知りえない情報が含まれており、施工会社占有の技術及び知識が必要であることから、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、施工会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7166

名 称	空調機修理(日本キャリア製)
特 定 業 者	札幌日信電子(株)
(特 定 機 種)	新道東駅：日本キャリア(株) MMD-AP364BH、RUA-SP242HLVK1、MMY-MAP3355H、 MMY-MAP2245H、ROA-AP2245 元町駅：日本キャリア(株) MMY-MAP4505H、MMU-AP714BH
特 定 理 由	本業務は日本キャリア(株)製のパッケージエアコンの整備業務を行うものである。日本キャリア(株)製の空調機においては札幌日信電子㈱での保守が指定されている。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 そのため、標記業者に特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

〔設備保守等業務委託〕 1 技術的要件

名 称	東区役所前駅ほか2駅 分電制御盤更新に係る現地調査、	
特定業者	札幌日信電子株式会社、	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	改札機、券売機、精算機、駅処理装置、監視装置、AFC 分電制御盤、
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	磁気券・IC カードの改集札・精算業務、データの収集、各機器の状態監視、各機器の電源制御
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社、
	業務内容	上記機器の設置状況等の確認を行うもの、
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	保守指定業者 (メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について、メーカーと同等の技術・知識を有すると認められる会社である)
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	分電制御盤更新に係る現地調査を行うにあたり、設備の構造等に関する詳細な知識を必要とするが、当該設備は本市独自の仕様により、日本信号株式会社が開発したものであり、汎用品ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・設計情報等を必要とするため、
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし、
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号、	

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線さっぽろ駅改良に伴う精算機移設業務
特定業者	札幌日信電子株式会社
特定理由	本業務は、精算機の撤去・設置のほか、各駅の出改札設備の運用管理に必要な既設システムである駅処理装置や監視装置の関連機器を用いて移設した機器の動作確認を行うものである。 精算機及び、駅処理装置や監視装置の関連機器については、本市の仕様により、日本信号㈱（以下、メーカーという）が開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要である。 以上のことから、本業務を的確に履行できる者は、当該装置のメーカーである日本信号株式会社の製品のメンテナンス業務を専業とし、メーカーと同等の技術・知識を有する標記業者以外にないため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7176

名称	札幌市交通局職員動力車操縦者運転免許に係る身体機能検査業務
特定業者	公益財団法人 北海道結核予防会
特定理由	本業務は、動力車操縦者運転免許に関する省令等の関係法令に基づき、交通局職員のうち、動力車操縦者運転免許を保持する者に対して、必要な身体機能検査を行うものである。 当該身体機能検査の中には、両眼視機能、視野等の専門的な検査項目が含まれており、これらを検査するためには特殊な医療機器が必要であるが、本市の登録業者の中で、それらの医療機器が整備され、かつすべての検査を実施可能なのは、標記団体のみである。 以上のことから、当該業務については、標記団体に特命することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

3
関係
別案1
別案2
別案1
別案2

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東豊線電力管理システム更新切替管理業務
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特 定 機 種)	地下鉄施設の受変電設備
特 定 理 由	本業務は、別途発注の東豊線電力管理システム更新において行う、通年業務委託（受変電設備保守業務）範囲外である新機器の設置・試験調整等に伴い、既設受変電設備の操作・監視等を行うものである。 本業務の対象となる既設受変電設備は、通年業務委託による保守契約の対象機器であり、本業務による操作個所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するにあたり、責任の所在を1社に限定する必要があることから、本業務を通年業務委託の受託者である標記業者に履行させる必要がある。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号

業者特定理由書

7180

名 称	東豊線さっぽろ駅可動式ホーム柵部品交換業務	
特定業者	株式会社日立パワーソリューションズ フロント営業部統括部	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造業者と同等の技術・知識を有すると認められる標記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	可動式ホーム柵
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	上記設備等の製造者	㈱日立製作所
	業務内容	旅客対応中スイッチの不具合が多発しているため、旅客対応中スイッチの交換を行う。
	上記設備等の製造者と特定業者との関係	・上記特定業者は製造者である㈱日立製作所製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 (装置の製造者は自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。)
	業務の履行に製造者占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	製造者が設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、製造者以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線 5000 形車両 床受け梁溶接補修業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	本件は下記部分を補修するものであり、補修にあたっては車両本体の現行性能を維持しなければならない。そのため、メーカー占有の技術・知識・情報等が必要であることから、履行可能業者が標記業者に限定されるため特定することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	南北線 5000 形車両の床受け梁
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の床板にかかる荷重を支える梁
	上記設備等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	業務内容	床受け梁の溶接補修
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本装置は本市独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造した特殊品であり、一般流通品ではないことから業務の履行にあたってはメーカーのみが保有する技術・図面等が必要である。
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

業者特定理由書

7187

名 称	南北線 5000 形車両主電動機洗浄作業
特 定 業 者	日鉄テックスエンジニア(株) 札幌北都営業所
(特定機種)	
特 定 理 由	南北線 5000 形車両主電動機は通年業務委託である「南北線車両重要部・全般検査整備業務（制御関係）」の保守整備の対象となっているが、本業務の主電動機洗浄作業は通年業務委託の範囲外であるため新たに当該業務を発注する必要がある。 本業務の履行にあたっては装置の構造・性能・システムに関するメーカー占有の知識及び技術を必要とするため、履行可能業者がメーカーから保守専門会社の指定を受けた標記業者 1 者に限定される。 したがって、保守専門会社であり通年業務委託を委託している標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7192

名 称	東基地変電所ほか1変電所低濃度 PCB 調査対象コンデンサ交換業務
特 定 業 者	三菱電機株式会社 北海道支社 /
(特定機種)	整流器用コンデンサ、直流遮断器用コンデンサ、セクションストッパ用コンデンサ
特 定 理 由	本件は、東基地変電所ほか1変電所低濃度 PCB 調査対象コンデンサ交換業務について、PCB 不含有の特定機種品と交換し、確認試験するものである。 標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、整流器、直流遮断器及びセクションストッパの製造会社である標記業者に特定して随意契約することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7195

業 者 特 定 理 由 書

名 称	本局庁舎等警備業務
特 定 業 者	株式会社 東洋実業
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務においては今年度に2度入札を行ったが、いずれも落札者を決定することができなかった。しかし、交通局本局庁舎、教習所及び大谷地変電所並びにその敷地内の秩序維持のため、継続的な役務提供を受ける必要があることから、現在の業務委託者である「株式会社 東洋実業」へ引き続き委託する。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

業者特定理由書

7207

名 称	東札幌駅特別清掃業務
特 定 業 者	株式会社シムス
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、東札幌駅コンコース、ホーム、各出入口の壁面、吊り下げ器具の清掃を行うものである。 照明器具、壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。 一方、当該駅は現状でも駅舎清掃業務（白石清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで、人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常の清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。 加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行可能業者が駅舎清掃業務（白石清掃区）の受託者1者に限定する必要があるため、標記業者を特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号